

利用権設定等促進事業必要書類

申請書に記載していただく他に、下記の書類が必要です。

出し手（売る人、貸す人）

必要書類等	備 考	チェック欄
印鑑（実印）		
印鑑証明書		
住民票抄本	売る人で、登記簿上の住所と現住所が違う場合 さらに住所変更がある場合は戸籍の附表等も必要になります	
委任状	代理人が申請する場合	

受け手（買う人、借りる人）

必要書類等	備 考	チェック欄
印鑑（認印）		
住民票抄本		
耕作証明書	他市町村に住所がある方	

農業生産法人の場合

必要書類等	備 考	チェック欄
印鑑（実印）		
印鑑証明書		
法人登記簿	農地法6条の報告をしている場合は省略可	
定款の写し	農地法6条の報告をしている場合は省略可	
要件確認書類	農地法6条の報告をしていない、又は新設法人の場合 農業生産法人の要件を満たしているかの確認が必要です	

* その他注意事項 *

申請期限	毎月10日まで申請を受け付けたものは、当月の農地部会で審議され、当月末に公告されます
本人記載	申請書への記載は本人の自書になります
集積計画書	公告後に集積計画書の1部を受領していただきます (交付日は後日お知らせします)
登 記	所有権を移転する場合は、土地代金の支払及び抵当権の抹消完了後、市へ登記嘱託請求書を提出してください (別途添付書類及び登録免許税の実費が必要です)